

婦人関係資料シリーズ J 冊

国際資料 No. 34

この資料は、日本経済の発展に伴って、女性の地位が向上してきていることを示すものである。また、女性の地位向上が、日本の経済発展に貢献していることも示している。

国 連

婦 人 の 地 位 委 員 会

第 一 次 会 議

労働省婦人少年局

は し が き

世界の国々の相互関係が日増しに緊密化して行く今日では、婦人の問題も国際的な見地から觀察してその向上をはかることが必要とされます。婦人少年局では、すでに各国婦人の現状について、数冊のパンフレットを発行して参りましたが、今回は国連婦人の地位委員会に関する情報を提供致します。

婦人の地位委員会の沿革等に関しては、1950年6月に婦人少年局で発行したパンフレットNo. 7(婦人の地位のために——国際連合は何をしているか——)に詳しく述べてありますが、今年ですでに第9回会議を迎えた委員会はその機能において著しい進展をみておりますので、改めてこの小冊子を発行する次第です。

ここには主として最近3年間(1952~1954)の委員会記録により、最近の会議開催状況やその討議内容を中心に訳出しました。

又、婦人の地位委員会の運営は、国連経済社会理事会における専門委員会に共通な運営規則によつて行われますが、その中特に重要と思われる条文を抜萃して巻末に掲げました。

婦人の地位の問題が国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知る上で参考になれば幸いです。

尚、使用した資料は次の通りです。

1. Commission on the Status of Women — Report of the Sixth Session.
2. Commission on the Status of Women — Report Of the Seventh Session.
3. Commission on the Status of Women — Report of the Eighth Session.
4. Summary Record of 150th ~ 158th Meetings of the Eighth Session. (E/CN. 6/SR. 150/158)
5. Rules of Procedure of the Economic and Social Council of the United Nations and its Commissions.
6. 「婦人の地位のために」 —— 労働省婦人少年局パンフレットNo. 7.

1955年3月

労働省婦人少年局

目 次

I 婦人の地位委員会について	1
1. 目 的	1
2. 成立及び組織	2
3. 従来の日本との関係	3
II 第8回会議の機構	4
1. 委員国及び委員	4
2. 指定代表	5
① 国連専門機関	② 米州婦人委員会
③ 非政府団体A群	④ 非政府団体B群
⑤ 登録団体	⑥ オブザーヴァー
III 議 事 日 程	8
IV 各議題の内容についての説明	9
1. 婦人の政治的権利	9
2. 既婚婦人の国籍	11
3. 同一労働同一賃金	12
4. 婦人の経済的機会	15
5. 私法上の婦人の地位	16
6. 婦人の教育の機会	18
7. 婦人の地位に関する技術援助計画	18
8. 国連及び専門機関に働く婦人	19
9. 母子保護に関し、社会委員会に提出された事務総長の文書検討	19
10. 差別防止、少数民族保護	20
11. 業績及び事業計画検討	20

附 録

運営規則(国連経済社会理事会機関委員会)	21
----------------------	----

国連婦人の地位委員会

Ⅰ 婦人の地位委員会について

婦人の地位委員会は国際連合経済社会理事会に属する委員会である。

1. 目 的

婦人の地位委員会の目的は、男女平等の人権を国際的な問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的な規模でおこない、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓蒙活動を促進することにある。これは、男女同権を強調する国連憲章前文と第8条（国際連合は、その主要機関及び補助機関に男女がいかなる地位にも平等の条件で参加する資格があることについて、いかなる制限も設けてはならない）の精神を具現するものである。

技術的にはその機能は、政治、経済、民事社会、教育の各分野における婦人の地位の向上をはかるために、勧告及び報告を作成して経済社会理事会へ提出することにある。また同時に婦人の権利に関して至急な取扱いを要する事態を発見し、研究し、あるいは勧告を行う。

この委員会の任務の細目は、1947年の婦人の地位委員会第1回会議において決定された。次の通りである。

「自由と平等は、人間の発展にとって肝要である。そして婦人も男子と同様に人間である以上、男子と同様の自由と平等を享有する権利がある。」

「社会の安寧と進歩とは、どこまで男子及び婦人がそれぞれの人格を発展させることが出来るか、そして自己の又は相互の責任を認識するかにかかっている。」

「婦人はかくて、自由な、健康な、繁栄する道徳的な社会という建物の中で決定的な役割を演じなければならない。そして婦人は自由な責任ある人としてのみ、この義務を果たすことが出来るのである。」

「婦人は独裁的「イデオロギー」の完全な撲滅、世界の人々の間に民主的な平和を確立するための国際協力、新しい侵略の防止のための斗争に積極的な役割を果たさなければならない。」

「この目標に達するため、委員会の目的とするところは、国籍、人種、言語又は宗教の如何にかかわらず、あらゆる種類の人間の仕事の中で婦人の地位を男子と平等なところに引き上げること及び法律の規程、格言又は習慣、慣習法の解釈などによる婦人の差別待遇をすべて廃止することにある。」

具体的には次の事項を目的とする。

政治的権利については、委員会は普通選挙平等選挙権、被選挙権並びに公職に就く権利を要求し、且つ人種、言語または宗教の如何にかかわらず市民としてのすべての権利義務を行使する機会をもつて、政府に平等に参加する。

民事事件においては、国籍、人種、言語又は宗教の如何にかかわらず、すべての民法上の権利の完全な平等を確保する。

結婚については、選択の自由、妻の尊敬、一夫一婦制、及び平等な結婚解消権を獲得し、更に婦人は自分の子及びその他の子に対する平等な監護の権利、自己の国籍を保持する権利を有しなければならない。そしてその子は成年になつて、父母の国籍のいつれかを選ぶ権利をもたねばならない。又、法律上の資格については、婦人は未婚既婚の別なく契約を結び、相続財産を取得し、これを処分するについて、平等な権利をもたねばならない。

婦人に対する経済的、社会的、差別を防ぐため、婦人は労働、賃金、休日その他について男子と同等の権利が与えられねばならない。

婦人は男子と経済的、社会的に平等でなければならないが、ある事情——例えば出産の前後——のもとでは特別の保護をうける権利があるという見地から、出産前後の母親に有給休暇を与え、且つ授乳のため就業時間中に有給の休息を与えて、母と子の利益を国家が保護する。その内容を更に細かくいえば、授乳のために特別室を与え、保育所の広い「ベンモック」医療相談所、託児所、幼稚園及びその他の施設を設ける等である。

更に有効な保健と社会保険制度をして、男女の間に平等な予防、治療施設を設ける以外に、母子の福祉のため特別の設備を備え、又産後と性病の梅毒の研究を行つて、社会委員会と世界保健機構(WHO)にその問題の処理を要求する。

教育の分野では、無料で完全な義務教育、あらゆる専門的な方面における機会の均等、人類の生長発展に寄与した科学の恩恵を享ける権利等があげられている。

なお以上の諸目的を達するため、人権及び平和を助長する一つの方法として、婦人の地位を向上させる必要があるという世論を起すことが決定された。

2. 成 立 及 組 織

○ 1945年サンフランシスコ会議において、国際連合の中に、婦人の地位を取扱う機構を設ける旨の提議が承認された。

○ 1946年2月、経済社会理事会第1回会議において、同理事会人権委員会に、婦人の地

位に関する委員会を設けることが決定された。

- 1946年6月、経済社会理事会第2回会議において、独立の委員会とし、15ヶ国の委員を以て構成することに決定（任期3年、毎年5ヶ国改選）。
- 1947年2月、婦人の地位委員会第1回会議において、国際、国内の非政府団体に一定の基準で顧問の資格を与えることを決定、現在約20団体が登録されている。
- 1951年国連総会において、構成メンバーを更に3ヶ国加へることに決定。
- 現在までに下記の会議を行った。

婦人の地位小委員会、第1回会議、1946年4月～5月 ニューヨーク

婦人の地位委員会	第1回会議	1947年2月	レーク・サクセス (アメリカ)
"	" 2 "	1948年1月	"
"	" 3 "	1949年3月～4月	レバノン
"	" 4 "	1950年5月	レーク・サクセス
"	" 5 "	1951年4月～5月	"
"	" 6 "	1952年3月～4月	ジュネーブ
"	" 7 "	1953年3月～4月	ニューヨーク
"	" 8 "	1954年3月～4月	"
"	" 9 "	1955年3月～4月	"

3 従来の日本との関係

- 1949年1月、同委員会より、質問書「婦人の法律上の地位及びその実際的な適用」が司令部を通じて送られ、これに対し、労働省婦人少年局で答申書を作成し、給司令部民間情報部を通じて国連当局に提出した。
- 1950年5月、レーク・サクセス（アメリカ）における同委員会第4回会議に、非公式オブザーヴァーとして婦人少年局婦人課富田事務官及び弁護士久米愛氏が出席した。
- 1951年4月～5月、レーク・サクセスにおける同委員会第5回会議に労働省婦人少年局田中婦人課長及び富山職員室宇尾主任、東京地方裁判所判事榎野田愛子氏、全国妻系業労働組合連合会塩沢みよ子氏が非公式オブザーヴァーとして出席した。
- 1952年3月～4月、ジュネーブにおける同委員会第6回会議に労働省藤田婦人少年局長が正式オブザーヴァーとして出席した。

- 1953年3月～4月、ニューヨークにおける同委員会第7回会議に労働省藤田婦人少年局長が正式オブザーヴァーとして出席した。
- 同年11月、同委員会の勧告によつて国連総会で作成された「婦人の参政権に関する条約」に加入するように、国連事務局法務局長よりわが国の外務大臣宛に招請して来た。
- 1955年3月～4月、ニューヨークにおける同委員会第9回会議に労働省藤田婦人少年局長が正式オブザーヴァーとして出席した。
- 1955年3月現在、「婦人の参政権に関する条約」は我国において批准の設備中である。（3月29日の閣議で署名することを決定、直ちに沢田国連大使に訓令した）

Ⅱ 第8回会議の機構

婦人の地位委員会第8回会議は、1954年3月22日（月）、ニューヨークの国連本部で開会され、本会議を27回開いて、4月9日閉会した。

会議には18ヶ国から成る委員国委員の外、委員代理、国連その他の専門機関の代表、A群及びB群に属する団体の代表、並びに登録団体の代表が出席した。

個別的にあげれば次の通りである。

1. 委員国及委員

ビルマ	代表ダウ・ヌエ・キン	代理ウ・バ・マウング氏
白ロシア	" フアイナ・ノヴィコヴァ夫人	
テリ	" ガブリエラ・ミストラル女史	" モニカ・ゴンザレス女史
中国(台湾)		" グレイス・ヤング女史
キューバ	" ウルグリカ・マンナース女史	" アンナ・マリヤ・ペレラ女史
ドミニカ	" ミネルヴァ・ベルナルディーノ女史	
フランス	" マリ・エレヌ・ルフォーシュ夫人	
ハイチ	" フォルチナ・オーギュスタン・ゲリ夫人	
イラン	" サファイエー・フィロフ夫人	
レバノン	" ローラ・タバー夫人	
パキスタン	" ベグム・アンワル・アームッド	

ポーランド 代理ゾフィア・デンビンスカ夫人

スウェーデン // アグダ・ロツセル夫人

ソヴェト同盟 // ヴェラ・A・スオミナ夫人

イギリス // ジョン・ウオード夫人 代理 H, P, L, アトリー氏

アメリカ // ロレーナ・ヘン夫人

ヴェネズエラ // イザベル・サンシェ・ド・ウルグネータ夫人 代理カーロク・ベニテ・ド・ソコロ夫人

ユーゴスラヴィア // ミトラ・ミトロヴィク夫人

会議の冒頭、ソヴェト、白ロシア、及びポーランドの代表より、中国は中華人民共和国によつて代表されるべきだとの声明が発表された。これに対し、アメリカと中国（台湾）の代表から、委員についての討議はこの委員会の権限外であるとの発言がなされ、役員選出に移つた。

議長 ミネルヴァ・ベルナルディーノ女史（ドミニカ）

第一副議長 ジョン・ウオード夫人（イギリス）

第二 // ゾフィア・デンビンスカ（ポーランド）

記録報告係 サフィエ・フィルーツ夫人（イラン）

△ 分科委員会

① 決議に関する分科委員会

フランス（議長）、キューバ、スウェーデン、ソヴェト、アメリカ、ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア

② 通信に関する分科委員会

パキスタン（議長）、イラン、レバノン、ポーランド、イギリス

2. 指定代表

① 国連専門機関の代表

I, L, O（国際労働機構） アナ・フィデロア夫人

UNESCO（ユネスコ） G, タルツ・サントス夫人、ソロモン・V, アーノルド氏

WHO（世界保健機構） ロドルフ・L, コイニ博士、マーベル・インガール博士

② 米州婦人委員会では次の代表を出した。

マリア・コンセプション・ド・シヤヴ夫人、エスター・N. ド・カルヴァオ夫人

③ 非政府団体 A群

国際自由労連 トニー・セングー女史

国際協同組合同盟

セドリ・フク・ロング夫人

国際キリスト教労組連合

ジェラルド・トーマン氏

世界労連

エリノア・カーン女史

世界国連協会連合

ベレスフォード・フオックス夫人、M・エレン女史

④ 非政府団体——B群

全パキスタン婦人協会

ベグム・ナフィサ・ヘムダニ

カトリック 国際社会事業同盟

A・D・ヴァーガラ夫人、カルメン・ジルー夫人

国際婦人同盟（同権・同義務）

シャーロウト・マホン夫人、アンヌ・グトリー女史

ルース・ウツツモール女史

国際刑法協会

サービン・マスイグ博士

国際カトリック慈善協議会

ルイ・ロンガルソ氏、メリ・L, ギボンズ女史

国際協同婦人組合

マーガレット・ベンダー夫人

国際婦人評議会

ローラ・ドレフユスバーネイ夫人、

フランセス・M. フリーマン夫人

マルジョリ・レヂステ夫人

ローズ・P, パーソンス夫人

国際職業婦人連合会

エスター・ハイマー夫人、ジーン・M, ランドール女史

国際青年婦人友の会

アンナ・ラーゲマン女史

マルグリット・シユバルツエンバツハ女史

国際大学婦人連盟

ジャネット・ログ博士、フランセス・マクギルカツティ女史

国際婦人法律家協会

A・ヴィオラ・スミス女史

アンヌ・マキネン・オリネン夫人

ヘルミーナ・ルイツ・オヴエラ博士

国際男権連盟

マックス・ビーア博士、ローズ、ウイツシュナー夫人

H. ヴオルレ・エーゲノルフ博士

国際人種民族有愛同盟運動

マリエット・ウイツクス女史

国際児童福祉連盟

メリー・ティンガマン夫人

婦人国際団体連絡委員会

エリノア・S・D・パーツ夫人

フランセス・マクギルカツティ女史

新国際組織（キリスト教民主同盟）	マリア・アンドラ博士
汎太平洋婦人協会	ジョセフィン・シエイン女史
	ヘンリー・ファウラー夫人, B. D. エヴァンス夫人
ローマの平和	J. H. プライス氏
婦人国際民主連合会	ドラ・ラッセル夫人
婦人国際平和自由連盟	グラデイス・D. ウォールサー夫人
世界ユダヤ会議	ゲルハルト・ヤコビ氏
世界婦人キリスト教婦人會	ヘレン・G. エステル夫人
	フローレンス・S. ブール女史
世界Y・W・C・A	アライス・アーノルド女史
	マーガレット・B. フォーシス女史
世界進歩的ユダヤ教連盟	ロナルド・L. ロナルズ氏
	エリーノア・S. ボウルスタイン夫人
世界ガトリック婦人団体連合	キャスリーン・シエーフ女史
	H. ウェツバー博士, アルバ・ツイツアーミン博士
青年キリスト教労働者	カロリン・ベツルロ女史, マルクス・マンニクス氏
登録団体	
世界地方婦人協議会	エリーノア・S. ロバーツ夫人
	フィリップ・H. ジョウンス夫人
聖ヨハネ国際社会政治同盟	モイヤー・C. メリツク女史

⑤ オブザーヴァー

（一般）

テレサ・H. エフルーレ博士	アルゼンチン
イルマ・モツール女史	コスタ・リカ
ツエナ・ヘルマン夫人	イスラエル

（初日出席者）

ダグ・ヘマーショルド氏（国連事務総長）
ギョーム・ジョルジュビコ氏（国連経済社会局副総長）

（二日目以降の出席者）

ジョン・P. ハンプリー氏（国連人権部長）
メリー・テュスンウツツ夫人（国連婦人の地位課長）
ソフィー・ダリンバークヴィナヴァー（国連書記）

III 議事日程

婦人の地位委員会の議事日程は事務総長が委員会の議長にはかつて作成し、会議冒頭に採決に附される。例年ほど同じような形式であるが、こゝに第8回会議（1954年3月）における日程を示す。これは会議員の万場一致で採決された。

1. 役員選出

2. 議題採択

3. 婦人の政治的権利

- 婦人の政治的権利の進展に関する事務総長の年次覚書。
- 婦人の平等な政治的権利を確保し、有効ならしめる方法についての報告。
- 信託統治地域及非自治領の婦人の政治的権利に関する報告。
- 公職や公けの機関にいる婦人に関する下調査。
- 政治及公的生活に従事している婦人に関する報告の企画。
- 国連又は婦人の地位に関心ある人々を教育する特別の機関を通して各国政府に与えられる奨学金及び他の色々な援助に関する報告。

4. 既婚婦人の国籍

既婚者の国籍に関する条約案に対する各国政府の論評報告

5. 男女同一労働同一賃金

同一労働同一賃金の原則の履行状況に関する報告（信託統治地域及び非自治領を含む）

6. 婦人の経済的機会

- 老婦人についての報告
- 婦人のパート・タイム制労働の報告

7. 私法上の婦人の地位

(a) 家族法

- 親権及び親の義務に関する報告
- 既婚婦人の住居についての報告

(b) 財産権

- (1) 既婚婦人が独立の仕事に従事する権利に関する報告
- (2) 結婚制度に関する報告

(c) 市民的及び政治的権利に関する規約草案の附加条項

- (1) 事務総長の覚書
- (2) 「人権委員会」第9回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告

8. 婦人の教育機会

- (a) 婦人の教育への関与に関する状況報告（信託地域及び非自治領を含む）
- (b) 小学校、中学校、高等学校及専門教育における男女学生に対する奨学金についての報告
- (c) 婦人の見習生について

9. 婦人の地位に関連した技術援助、事務総長の状況報告

10. 国連及び専門諸機関の仕事への婦人の関与——事務総長の報告

- 1.1. 母子保護の問題について社会委員会に提出する事務総長の文書の検討
- 1.2. 婦人の地位委員会第7回会議での決定に基づいてとられた行動——事務総長の報告
- 1.3. 「差別防止、少数民族保護小委員会」第6回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告
- 1.4. 米州婦人委員会報告
- 1.5. 婦人の地位に関する通信
- 1.6. 事業計画及び優先課題項目についての検討
- 1.7. 経済社会理事会に対する報告の採択

IV 各議題の内容についての説明

前章に掲げた議事日程にそつて、第8回会議における各議題の討議内容の主なものを拾つてみよう。

1. 婦人の政治的権利

婦人の政治的権利に関しては、主として(a)(b)に議論が集中した。婦人の地位委員会第6回会議（1952年）において、「婦人の政治的権利に関する条約案」が採択され、同年12月20日の国連総会で可決され、1953年3月調印批准のため各加盟国に配布された。現在なお各国で批准が行われている。

その条約の目的は、現在婦人が男子と同等の政治的権利をもっていない国があることを考

慮して、平等な基本的人権の観点から、国連の主権によつてそれらの国々に対し婦人に平等な政治的権利を与えるよう訴えんとするもので、次の3ヶ条から成っている。

第1条 婦人は男子と同等の条件であらゆる選挙に投票する資格を有する。

第2条 婦人は国法により制定されたあらゆる公選機関への選挙において、男子と同等の条件で被選挙権を有する。

第3条 婦人は男子と平等の条件で公職につき、且、国法により制定されたあらゆる公けの機能を行使する資格を有する。

この条約は経済社会理事会の手を経て直ちに各国の調印を得たが、その批准の状況は極めて悪い点が多く多くの委員から指摘された。即ち1954年3月、第8回会議閉会時までにたつた3ヶ国という有様であつた。（註）そこで、事務総長の覚書にも、又、委員の発言の中にも、各国の批准を早めるようにとの要求が強く打出され、キューバ、ドミニカ、フランスの代表から、各国での批准を促進する旨の決議案が出され、可決された。

その他、3の(a)における事務総長の覚書の中には、各国の憲法、選挙法、及び婦人の選挙権並びに被選挙権に関する法的手段の変遷などが述べられている。

(b)の政治的権利を獲得する方法については次のような例が報告された。

オランダでは投票は義務的（強制力）である。そして新しく有権者となつた人に対しては次のような教育を行う。即ちある地方では新有権者の懇談会を開いて、講演を開かせたり、パンフレットを配布して政治の様式や投票者の義務を簡潔に説明する。パンフレットが出せる経財政が豊かでない地方では国家からの補助金もらえるよう現在運動している。又、政治教育は無理に学校でやらず、公開演説や放送を通じて各政党が頻りに夫々の政策を発表するという方法がとられている。

又、カナダでは、「カナダ職業婦人連盟」が中心となつて、政治が日々の生活によつて如何に大きな影響を及ぼすかを婦人たちに理解させようとしている。その方法として、①政治に対する責任を自覚している婦人はその責任の重要なことを考へのおくれている人々に訴へつつける。②雑誌や出版物には特に婦人に関する論文を多くして、市民の投票する権利、特権、義務などを強調する。③政治教育に関係ある民間団体が定期的な婦人の会合に講師を斡旋する等々を行つている。

註 ブルガリヤ、スウェーデン、キューバ。尚獨印国は35。発効は、1954年7月7日。

(d)の調査というのはこの委員会の要請に基づいてなされたもので、公職乃至公けの機関に働く婦人に対する差別待遇の状況とか、市民的自由の侵害、及び第7回会議以来各国政府に出した質問書「婦人の法律上の地位と待遇」に対する解答を集めたものである。但し、経済社会理事会の決議と事務総長の意向により、この問題の討議は次の(e)と共に無期延期となった。

又、この会議の席上、ユネスコ代表から、婦人に対する市民教育の実情について報告がなされた。同様の報告は下記の非政府諸団体の代表からもなされた。国際婦人同盟、国際職業婦人連合会、国際婦人法律家協会、婦人国際民主連合会、婦人国際平和自由連盟。これらは前章にあげた通り公式オブザーヴァーとして認められている団体で、毎回代表が出席してこの委員会の討議に加わる。委員会では非政府団体のそのような自発的な活動を高く評価しておりキューバ、フランス、パキスタン、イギリスの共同提案により次の決議をした。①あらゆる教育機関を通じて、即ち、社会生活に対する責任観念を高めるような広汎な教育を行い、②市民としての権利義務を婦人に強調するあらゆる宣伝方法を用い、③婦人が政治的権利を行使する場合に生ずる責任に関する知識を婦人に与へるようあらゆる関係団体に働きかけることによつて、婦人が社会生活の面でその責任を完全に果せるようにする。

※ ※ ※

2. 既婚婦人の国籍

既婚婦人の国籍についてはキューバ代表提出の条約案を中心に議論がなされた。それは第4回会議で問題となり、更に第7回会議において「既婚者の国籍に関する条約案」という形で採択されたが、その目的とするところは、国籍は性別に関係なく且結婚離婚に拘らず各個人に与へるということで、「世界人権宣言」(註)にも立派に規定されているものである。

註 世界人権宣言第15条「何人も国籍を要求する権利を有する」

この条約は経済社会理事会の決定をまつて各国政府に伝へられたが、第8回会議ではキューバ代表の提案により再びこの条約案をとりあげ、各国政府から送られた論評を参考として修正を行つた。その結果は以下の通りである。

(前文)

締約国は、国籍に関する法律上及び実際上の紛争が結婚、離婚又は夫の国籍変更の結果としての婦人による国籍の喪失・取得に関する規程から生ずるものなることを認め、

又、世界人権宣言第15条において国連総会が「何人も国籍を要求する権利を有する」、

「何人も徒らに国籍をはく奪されたり、自己の国籍を變へる権利を否定されたりしない」と声明したことを認め、

国連と共に、性別に関係なくすべての人に対する人権と基本的自由を世界中が尊重しかつ遵守するよう協力することを望み、

ここに次の如き協定を決めた。

(第1条)

締約国双方は、(一方の国籍をもつ人と、他国人との間の)結婚・離婚の場合も夫の国籍変更の場合も、それが自動的に妻の国籍に影響するものではないことに同意する。

(第2条)

締約国双方は、一方の国籍をもつ者が任意に他国籍を取得する場合も、自国籍を放棄する場合も、その妻による自国籍保有を妨げないことに同意する。

(第3条)

締約国双方は、一方の国籍をもつ人の妻が他国籍人である場合、保護と公共政策に関しては法の定める制限にのみ従い、その要請により一方の国籍を取得する権利を有することに同意する。

(第4条)

締約国双方は、この条約が、一方の国籍をもつ人の妻にして他国籍人たる者にその要請乃至特権的帰化手続により夫の国籍を与えようという既存の法令や慣例のある場合は之を妨げるものと解釈しないことに同意する。

(第5条)

以下略、(註)

註 全文13条であるが、第5条以下は手続条項である。

尚、この条約は、国連加盟国以外の国も対象とされ、又当事国間に紛争が生じて、この条約で解決のつかぬ時は、国際司法裁判所で争うことになっている。

又、この条約をあらゆる国に広めようという主旨の追加条項が、このイギリス代表から提案され、可決された。

※ ※ ※

3. 同一労働同一賃金

同一労働同一賃金に関しては、すでにILO第34回評議会(1951)において「男女等

賃労働同一報酬の協約第100号」及び「同上勧告第90号」が採択され、婦人の地位委員会に提出された。同協約はベルギー、メキシコ、ユーゴスラヴィアの正式な批准があり、1953年5月23日発効したが、同年12月1日に至るも、批准した国は前記三国の外オーストリア、ドミニカ、フランスだけという状態だったので、多くの委員から批准促進が強調された。

まずポーランド代表は次のように述べた男子家族があるため、女子より高い給与を払うという理由はもう古い。現在、経済的必要から女子が外に働きに出るというのは世界一般のことであるとあつて、男だけが唯一の家計維持者ではない。しかるに未だに上のような理由で差別賃金を認めている国が多い。その典型はオーストラリアである。又、スイスもそうである。こうゆう差別賃金は結局、男女の政治的権利の不平等を招来しているわけである。

ソヴェト代表は特に次の点を強調した同一労働同一賃金の原則はすでに国連憲章前文にも、又世界人権宣言第23条第2項にも規定されているけれども、ILO協約の批准の状況をもみても分る様に大半は守られていないといえる。又、折角の「協約」もその第7条に「この協約は自国領土内に限る」と規定しているため、信託統治地域や非自治領では全然恩恵に浴せない。

二、三の国の現況は次の通りである。

アメリカ代表は次のように述べた。アメリカでは、連邦公務員及び州公務員、同一賃金原則を立法化している約 $\frac{1}{4}$ の州ではこの原則が実施されている。アメリカでは、婦人雇傭者は全労働力人口（現に仕事をもっている）の $\frac{1}{3}$ もあるので、もし婦人が男より低い賃金で雇われるとしたら、男子の労働者によつても、又全労働者の健全な賃金体系によつても正に大脅威になるわけである。何故なら、このような安い労働力（産業予備軍）が存在すると、労働市場が圧迫され、全体の購買力が減退するからである。

「全国職業婦人クラブ連合会」と $\frac{1}{3}$ 人の婦人議員から、同一賃金についての法案が議院に出された。

これに対し、ソヴェト代表は次のように述べた。1953年アメリカ労働省婦人局の発表によると、婦人労働者は平均して男子労働者より40%低い賃金を払われている。同一賃金を立法化しているのは13州だけで、1953年連邦議院に提出された7つの法案は皆否決されてしまった。もし、アメリカの資本家が婦人を搾取しないで、男子と同一賃金を払つたら、毎年100億ドルも余計かかるだろう。

以下、夫々の国の代表の発言。

イギリスでは最近6000人の婦人が集まつて署名運動をやり、1,360,000人の署名をとつたが、まだ実施の段階にない。

キューバは憲法62条に同一賃金を規定している。

スウェーデンは1925年に立法化したのが、実施されていない。現在賃金決定に政府は関与していない。

イタリアも憲法で規定しているが、実さいには、婦人の賃金は男子の賃金より18~30%低い。

チリ代表によると、南米諸国では未だ殆どどの国で婦人は男子の半分の賃金をもらうのが常識となつている。

因みに日本では婦人は男子の43.7%の賃金をもらつている（1953年現在 白ロシア代表の発言）。

更に白ロシア代表は主張する。即ち、社会主義国では労働権、有給休暇、社会保障、教育、政府の母子保護、大家族の母親への補助金等の制度が確立されていて、婦人は男子と全く平等な出発点から市民生活を営むことが出来る。白ロシアやソヴェトには男女の不平等は全くなく、現在白ロシアでは、工業労働者の50パーセント以上、公務員の51パーセント、公衆衛生員の80パーセント、学生の50パーセント以上が婦人である。

以上の討議のあと、米州婦人委員会、国際自由労連、国際職業婦人連盟、国際民主婦人連盟、世界労連、カトリック婦人団体世界連盟等の代表の意見発表があつた。

そして白ロシア及びスウェーデンとアメリカから別々の決議案が出されていたが、フランスとドミニカから修正案が出された。先ず、白ロシア提出の決議案が議決に附され賛成13、反対3、棄権2で採択された。

決議=婦人の地位委員会は経済社会理事会が次の事項を採択するよう要求する。即ち同一労働同一賃金の重要性及び現在なおこれが法律化の行われていない国が多い事案にかんがみ、各国に以下の采項を勧告する。

- ① あらゆる階級の男女賃金労働者の同一労働同一賃金を実現させるよう国内の団体に要請する。
- ② 加入国と非加入国を問わず、同一労働同一賃金を確立する立法乃至は行動をとることを勧告する。

次にスウェーデンとアメリカの提出した決議案は賛成14、反対なし、棄権4で可決した。

決議＝男女同一労働同一賃金の原則が、ILO協約及び勧告の採択と、立法、団体協約、並びに使用者の自発的慣行により、各国において実施がはかどっている状況に留意し、年々ILOより報告される同一賃金原則進展状況の情報を高く評価すると共に、今後共継続されることを期待し、同一賃金原則の慣行を多く取入れるための方法として一般大衆から広汎なる支持をうることの重要性を認識し、同一賃金原則を実施する場合、政府、非政府団体共に、その方策に関する情報の必要なることを信じ、婦人の地位委員会は次の事項を確認し、非政府団体に勧告し、事務総長に要請する。

- ① 同一賃金原則は、婦人労働者に公平をもたらし、男女労働者に公平なる賃金水準を確保し、基本的購買力を維持するものとして、これを支持する。
- ② 多くの国で、同一賃金原則を公けに受入れ、且自発的措置乃至立法化によりその実施をはかるよう、非政府団体が建設的努力をするよう勧奨する。
- ③ 男女同一労働同一賃金原則を実施するに適切なる方策の進展に対し、各国において更に大なる注意を払うよう勧告する。
- ④ 男女同一労働同一賃金の必要に関し、好意的世論を醸成するに至つた方法を、各国の非政府団体や適当な機関から報告させるよう事務総長に要請する。
- ⑤ 上の情報に基づく報告を作成し、ILO協約及び勧告の実施に関する報告をILOと協力して継続するよう事務総長に要請する。

※ ※ ※

4. 婦人の経済的機会

婦人の経済的機会については、(a)老婦人の雇傭の問題があり、次の点が各代表により強調された。老婦人はその豊富な経験と熟練によつて、ある面では非常に有益な仕事をなしうるのに、不合理な雇傭政策のために労働市場で不当な賃金で働いている。

又(b)婦人のパート・タイムの仕事については、数人の委員から次のような発言があつた。即ち、パート・タイムの仕事は、経済的困難のために短期間しか雇傭されないというのと違つて、むしろ自発的であるが、この方法も無制限にやられると、婦人に著しく不利になることがある。婦人全部をパート・タイマーにしてしまうか、そこまでいなくても、婦人の正常なフル・タイムの雇傭を防げるおそれが充分ある。

(a)(b)両問題について、米州婦人委員会、国際職業婦人連合会、国際キリスト教労働組合、

国際青年婦人友の会、国際大学婦人連合会、世界カトリック婦人団体連合等の代表が意見の発表を行つた。

そして委員会では、事務総長に対し、ILOと協力して次の事柄を実施するよう要請する決議を採択した。(賛成16、反対なし、棄権1)即ち、①老婦人とパート・タイムの仕事我希望する婦人に対し、実さい的な勧告をするという見地から、充分な仕事を確保する方法を研究し且それに関連する経済的社会的要因の検討をする。②家内工業、手工業及び季節的農業労働等特に経済的後進国の状態に関する情報を委員会に提出すること等。

※ ※ ※

5. 私法上の婦人の地位

国際婦人評議会、国際職業婦人連盟、国際大学婦人協会、国際婦人法律家協会、新国際組織、カトリック婦人団体世界連盟、進歩的ユダヤ教世界連盟等の代表の意見発表があつて後、ドミニカ、フランスから決議案が出され、万場一致でこれを可決した。

決議＝婦人の法律上の地位と待遇に関する各国政府の解答に基づいて事務総長が作成した比較報告書(私法上及び財産権における婦人の地位に関する)に留意し、上の報告の中には国連加盟国全部が含まれているわけではなく、財産権については22ヶ国私法上の婦人の地位に関しては27ヶ国という実情に留意し、報告書を完全にするためには他の加盟国及び非加盟国をも加えるべきことを信じ、総社会理事会が次の決議を採択するよう勧告する。

- ① 婦人の法律上の地位及び待遇に関する質問に対して未だ解答していない国については1954年11月1日迄に提出するよう初め、
- ② 家族法及び財産権における婦人の地位に関し、各国政府からの新しい解答に基づいた追加報告書を作成して今後の会議に提出出来るよう事務総長に要請する。

次いで、私法上の婦人の地位に関し、ポーランド他数国の代表から次の発言があつた。即ち婦人が政治や経済の面で男子と平等の権利をかうするにはまづ家庭における権利義務から平等にしていかななくてはならない。世界人権宣言第16条にも「両性の完全な合意に基づいて結婚は行われ、家庭は社会の基本的な集団であつて社会の保護を受けることが出来る」と述べられている。この本質的な男女平等という精神も実際面では極めて忘れられがちである。それは宗教的慣行や社会の慣習を反映しているからであつて、そういう慣習は未だに法律上にも生きている。特に家族法、財産権等に顕著にみられる。

次に、人権委員会第9回会議に婦人の地位委員会代表として出席したフランス代表マリー・

エレース・ルフオンウ夫人から報告があり、人権宣言第16条を「市民的政治的権利憲章」に盛り込むようにとの婦人の地位委員会の勧告に対しとられた行動の様子が話された。

その報告を中心に討論が行われ、スウェーデン、ユーゴスラヴィア代表の提出した決議案を賛成15、反対2、棄権1で可決した。

決議=婦人の地位委員会第7回会議において、経済社会理事会が人権委員会に対し、世界人権宣言第16条を「市民的政治的権利憲章」に含めるべく要請するよう勧告したことを想起し、人権委員会がその第9回会議においてこの提案を採択し、「市民的政治的権利憲章」第22条として婦人が結婚し、世帯主となる権利及び夫婦の同権に関する条項を採択したことに留意し、経済社会理事会第16回会議において、上の条項に照らして婦人の地位委員会が前に行つた勧告を再々要請するよう示唆した点に留意し、「市民的政治的権利憲章」草案第22条第4項に「この憲章当事国の法律は、結婚に関し、結婚中及び離婚の際の性的権利義務平等を指向するものとす」とあるが、この条項は国連総会で採択した世界人権宣言第16条に規定する配偶者の平等権の原則を体现していない点を考慮し、経済社会理事会に対し、次の決議を勧告する。

「市民的政治的権利憲章」第22条第4項は配偶者の平等を規定せず、当事国の法律は、単にかゝる平等を指向すると規定している点を考慮し、この条項が世界人権宣言第16条第1項の内容「配偶者は結婚に関し、結婚中及び離婚に際して同一の権利を有する」を実質的に含まぬものと確認し、「市民的政治的権利憲章」草案第22条第4項の最初の文節を次のように変更する。

「男女は結婚に関し、結婚中及び離婚に際して平等な権利義務を有する」。

又、信託地域及び非自治領に関してはフランスから提案があり、配偶者の自由な選択を確保し、嫁の売買をやめ、寡婦の権利（相続、再婚の自由等）を守り、子供の結婚を禁じ、正常な戸籍を作成する等、婦人と子供のために管理国が当然なすべき問題を総会及び信託統治委員会が勧告するよう要請する決議案を可決した（賛成14、反対なし、棄権1）。

又、既婚婦人が夫と別に独自の財産をもてるようにすること、及び独立して事業を営めるようにするという勧告を経済社会理事会が各国政府に出すよう要請する決議案を可決した（フランス、スウェーデン提出、賛成15、反対なし、棄権2）。

※ ※ ※

6. 婦人の教育の機会

婦人の教育機会の問題については、まずユネスコ代表から報告があり、その中で婦人の文盲の多いことが特に指摘され、初等教育普及の必要が強調された。更に米州婦人委員会、国際婦人同盟、国際職業婦人連盟、国際民主婦人連盟等の代表から、男子と平等な教育をからとる活動の様子が報告された。

そして、ビルマ、チリ、ハイチ、イラン、パキスタン、アメリカ、ヴェネズエラの提出した次の決議案を万場一致で可決した。

即ち経済社会理事会は、婦人の教育機会の欠如が男女不平等の要因である事情にかんがみ、初等一般教育、及び特に職業教育の面で婦人の進出をはかるため、次の事項を各国に勧告する。①世界人権宣言第2条に基づき、男女は平等にあらゆる種類の教育をうけるような手段をこうする。②教育の面での男女の差別をなくすような法律を作り、奨学金等も男子と平等に与え、③無料義務教育制度を作るため必要な手段をこうし、ユネスコの機関を最大限に利用する。

又、次のような方法をユネスコ事務局長と協力して研究するよう事務局長に提案する。

①職業教育を含むすべての教育機関に出席する女子の数を増し、②婦人教師のいない地方でなるべく婦人を教師として使うようにする。

※ ※ ※

7. 婦人の地位に関する技術援助

技術援助に関しては、イラン、パキスタン、アメリカから決議案が出され、米州婦人同盟代表の意見を聞いた上、同決議案を採択した。次の通りである。

技術援助は生活水準を高め生産力を増大して婦人の地位を向上させるためにとられる方法である。男女の差別により婦人の地位を低くしている色々な問題（法律や慣習）について、それが国家的な規模であろうと地方的なものであろうと、セミナー等を通じて打開していくことが大事である。①このような技術援助計画には国連事務局から専門家が派遣されるが、この点に関する情報が各国政府に伝達されているか、及び各国非政府団体にも伝えられているかについて局長に確かめるよう要請する。②上に関連して、各国政府に対し、婦人の地位向上に関心をもつ人を対象として与えられる研究費についての覚書——技術援助の一環——に注意を促すことの二つが万場一致可決された。

※ ※ ※

8. 国連及び専門機関に働く婦人

国連事務局及専門機関に働く婦人に関しては、事務総長の声明を中心にして、次のような決定をみた。

事務総長は婦人の地位委員会の第8回会議冒頭における祝辞の中で、国連事務局に働く者は性別（人種、色、教条等）に関係なく、国連憲章及び人権宣言の精神に則り、その能力に応じて地位を与えられていると述べた。そして更に、現在国連事務局その他公けの機関で高い地位を占める婦人が少いのは、男女の差別待遇のせいではなく、婦人自身に能力ある人が少いということであると指摘した。婦人解放が実現され始めたのがつい最近のことであるから、高い地位を占める婦人が現在少ないことはむしろ当然といえるという観点から、総長の言葉は満足をもつて迎へられた。しかし、傾向としては公職につく婦人の数は大いに増大しているので、今後共各国の非政府団体等の手を通じてより多くの婦人を公けの機関に送り出し、それによつて国際的機関に送り出す機会をつくるよう諸団体に呼びかける決議を万場一致可決した。（ドミニカ提出）

※ ※ ※

9. 母子保護に関し、社会委員会に提出された

事務総長の文書検討

母子保護の問題は元来社会委員会で検討されていたが、第8回婦人の地位委員会では、国連事務局社会福祉部長の報告を聞き、各国における活動状況を検討した。しかし、事務総長の方から、色々の委員会で仕事を重複しないようにとの注意があつたため、同委員会としては「母子保護」を優先的な議題にしないことに決めた。たゞ母子保護の一番重要な点は働く母親とその子供の生活を守ることであるから、同委員会の議題「婦人の経済的機会」の一部に加えたらの声もあつた。そして更にILO代表、国際児童福祉連盟、カトリック国際社会奉仕連盟の各代表の意見を聞いて討議した結果次の決議を万場一致可決した。

即ち、事務総長に対してはこの委員会の記録を社会委員会に廻すよう依頼し、同委員会第9回会議（1955年3月～4月）において「婦人の経済的機会」のあとに「母子福祉特に働く母親の保護に関連して、母子保護につき、事務総長より社会委員会に対して送られた文書の検討」という項目を設ける。

※ ※ ※

10. 差別防止、少数民族保護

婦人の地位委員会には「差別防止、少数民族保護小委員会」があつて、その第6回会議にニューバ代表が出席し、その報告があつた。婦人の地位委員会ではその報告に対し高い評価を与へた。

※ ※ ※

11. 業績及び事業計画検討

最後に将来の事業計画を次のように定めた。

◎ 継続して優先審議する条項

- (a) 婦人の政治的権利：(1)国連総会第9回会議のための「婦人参政権に関する整理覚書」(2)信託統治地域における婦人の地位に関する報告。(3)非自治領における婦人の地位に関する報告。(4)公けの仕事や人権に関する仕事に従事している婦人についての追加報告。
- (b) 既婚婦人の国籍：既婚婦人の国籍に関する法令の最近の變動についての情報集収。
- (c) 同一労働同一賃金：この原則の各国政府による実施状況報告（「等価労働男女同一報酬に関するILO協約」の調印批准の状況も含む）
- (d) 婦人の教育機会：(1)職業教育を含むすべての教育機関、学校への女子の出席を増加する。(2)婦人を教師として雇傭する慣行のない所では成る可くその慣行を作るようにする（特に既婚婦人の雇傭）。
- (e) 婦人の地位に関連した技術援助の実情報告。
- (f) 婦人の地位に関する年二回のニュース・レター。

○

◎ 優先審議する特別議題

- (a) 婦人の政治的権利：婦人の政治教育に関するパンフレットの再発行。
- (b) 既婚婦人の国籍：(1)既婚婦人の国籍に関する出版物の改正。(2)既婚婦人の国籍に関する協約草案を各国政府に配布し、又それらの政府からの論評を検討する。
- (c) 私法：(1)婦人の法的地位と待遇に関する各国政府への質問、家族法上の婦人の地位及び財産権に関する報告。(2)親権及び親の義務、既婚婦人の住居、結婚制度、婦人が独立の事業に従事する権利等各国政府から集収した情報の報告。
- (d) 婦人の経済的機会：(1)老婦人の雇傭。(2)家内工業、手工業及び季節的農業労働にパート・タイムで働く婦人についての報告（特に後進国において）

- (e) 同一労働同一賃金：この原則実施に関し非政府団体より情報集収。
- (f) 婦人の教育機会：婦人の見習生状況に関するILO報告。

◎ 優先審議しない項目

- (a) 母子保護の問題に関し、事務総長より社会委員会に提出する文書の検討。
- (b) 婦人の政治的権利に関する協約についてのバムフレット刊行。
- (c) 公けの仕事や機関に従事している婦人に関する下調査。
- (d) 政治及び公共面における婦人の生活に関する報告の計画。

以 上

附 録

運 営 規 則

経済社会理事会には functional Committee (機能委員会) が九つあり、その運営規則は皆共通である。

◎ 経済雇傭委員会、運輸通信委員会、財政委員会、統計委員会、人口委員会、社会委員会、人権委員会、婦人の地位委員会、麻薬委員会。

運営規則は1950年3月6日の経済社会理事会会議において採択されたもので、主なる点は次の通りである。

- ◎ 会議の日程は、各委員会の勧告を考慮し、事務総長と相談して、経済社会理事会が決める。例外的な場合には、事務総長が「会議計画臨時委員会」又は、各委員会議長に諮つて、これを変更することが出来る。(第2条)
- ◎ 同様に場所も他に特別に指定されない限り、国連所在地に決められている。(第3条)
- ◎ 事務総長は会議開催の少くとも42日前に各委員に対し、会議の日程と場所とを通知する。(第4条)
- ◎ 会議の仮議題は、随時各議長に諮つて事務総長が作成し、これを国連の委員、安全保障理事会議長、信託統治委員会議長、国連の各専門機関、非政府団体に通知する。
- ◎ 議題は下記のものを含む。

- ① 各委員会前回会議において提案したもの。
- ② 国連総会、経済社会理事会、安全保障理事会又は信託統治委員会の提案したもの。
- ③ 国連の委員会及び専門機関の提案したもの。但し、会議開催の49日前に事務総長の手許に届いたものに限る。
- ④ 各委員会の小委員会の提案したもの。
- ⑤ 議長又は事務総長の提案したもの。
- ⑥ 非政府団体(A群)の提案するもの。(第6条)但し、次の条件が必要である。
- (a) 上記団体はその提案する項目を少くとも会議の始まる63日前に事務総長宛提出する。尚正式に提出する前に予め事務局に提出して論評を求めるものとす。
- (b) 正式な提案は、会議の始まる49日前迄に、元の文書と共に送附する。出席委員の $\frac{2}{3}$ の賛成を得れば議題となる。(第7条)
- ◎ 議題の採択は仮議題の第一次目たること。(第9条)
- ◎ 会議開催中議題を訂正することが出来る。但し緊急且重要なものに限る。(第10条)
- ◎ 委員の任期は経済社会理事会で他の決定がない限り、選出後の1月1日から次の選出を行つた後の12月31日までとする。(第11条)
- ◎ 事務総長との協議により推せん国政府の指定した人は、理事会の確認を経た上で、他の委員と同じ資格で委員会の仕事に参加出来る。(第12条)
- ◎ 委員が出席不能のため委員国の政府が事務総長と諮つて代理を任命したときは、その代理は正式委員と同じ地位で出席出来る。(第13条)
- ◎ 各委員はアドバイザーを随伴出来る。(第14条)
- ◎ 毎年会議の始めに当つて、議長及び一人か二人の副議長が互選され、他の役員も選出される。(第15条)
- ◎ 委員会は事務総長との協議の上、その中にいくつかの分科委員会を設けることが出来る。その役割は議題に関する質問に対し研究報告を行うものであり、会期中でなくても事務総長と協定の上で開くことが出来る。(第20条)
- ◎ 事務総長は法定の資格において各委員会及び分科委員会で行動する。又次長他事務局員を指名することが出来る。(第23条)
- ◎ 事務総長は各委員会委員に対し、委員会考慮すべき事項はこれをすべて通知するものとす。

(第25条)

- ◎ 国連基金からの支出を含むすべての提案については、委員会乃至は補助団体、の承認をうる前に、事務総長は出来るだけ早く、諸費用の各々に対する評価を準備して委員に配布する。叙上の点に関し委員の注意を喚起するのは議長の職務である。(第28条)
- ◎ 言語は支那語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語が公けに認められ、その中、フランス語と英語が事務用語とされる。(第29条)
- ◎ 公認された言語の何れかでなされた演説は必ず英・仏両語に通訳される。(第31条)
- ◎ 公認された以外の言語で演説する場合は、事務用語の何れか一つに通訳出来るようにしなければならない。(第32条)
- ◎ 梗概記録は事務用語に作成する。委員の要請により記録の全体又は一部を公認の言語に訳すことが出来る。(第33条)
- ◎ 委員会の決議、勧告、正式決定はすべて公認の言語により利用に供する。(第34条)
- ◎ 委員会の会議は他の決定のない限り公開とする。(第35条)
- ◎ 非公開会議の閉会に当つて、委員会は事務総長を通じ、コミュニケを発表することが出来る。(第36条)
- ◎ 委員会及びその補助団体の公開会議の梗概記録は事務局でこれを準備する。そして委員会の全委員及び会議参加者に対し、彼らが受領後48時間以内に事務局に訂正申出の出来るよう可及的速かに配布するものとする。訂正に関する意見不一致は議長がこれを決定する。
かゝる訂正を含む梗概記録は、委員会委員、国連の委員、専門機関及び非政府団体、A群及びB群に速やかに配布する。刊行に当つて公示の意見を求めることが出来る。(第37条)
- ◎ 委員会は各会期の業務に関し、経済社会理事会に報告するものとする。(第38条)
- ◎ 委員会が理事会に実施を勧告する場合、それが実施可能である限り、理事会の決議案として提出する。(第39条)
- ◎ 委員会の非公開会議の記録は委員会の決定により国連の委員に利用しうるようにし、又委員会の決定した時と条件の下で公開することが出来るものとする。(第40条)
- ◎ 委員会及びその補助団体で採択した記録と正式決定の原文は、すべて委員会全委員及び会議参加者に対し、事務局が可及的速かに配布する。かゝる文書は国連の委員、専門機関、非政府団体A群及びB群に対し、閉会後可及的速かに配布するものとする。(第41条)
- ◎ 会議の定足数は委員の過半数をもつて構成される。(第42条)

◎ 各委員は一個の表決権をもつものとする。(第54条)

◎ 委員会の決議は出席委員の投票の過半数による。(第55条)

◎ 表決は、委員の中から点呼制の要求があつた場合を除き、通常挙手を以て行う。点呼制の場合は先づ議長がクジを引いて当つた国から始めて代表の國名を英語のアルファベット順に呼び上げて行う。(第56条)

◎ 議案に対する修正動議が出た場合、その動議が第一番に表決に附される。二つ以上の修正案が出た場合は、最初の議案から最も隔つた(即ち修正度合の大きい)ものを第一にそして次第にそうでないものへ討論を進める。(第60条)

◎ 同じ問題について二つ以上の提案があつた場合には、他の決定がない限り、提出された順番に表決を行う。(第61条)

◎ 個人の選挙はすべて秘密投票によつて決定する。(第62条)

◎ 一人だけ選出される場合どの候補者も過半数に達しなかつた時は、得票数の最も多い候補者二人の間で決選投票を行う。決選投票で両者同数の場合は議長がクジを引いてきめる。第一回の投票で同数の人が三人以上の場合は、クジ引で二人だけ決選候補を決める。(第63条)

◎ 選挙以外の投票で結果が賛否同数の場合はその提案は否決されたものと見做す。(第65条)

◎ 委員会は理事会の認可する小委員会を設ける。理事会で他の決定をしない限り、各小委員の機能と構成は委員会がこれを定めるものとする。(第66条)

◎ 各小委員会は理事会で他の決定がなされぬ限り年一回集まる。(第67条)

◎ 各小委員会は委員会で他の決定がなされぬ限り独自の役員を選出する。(第68条)

◎ 理事会で他の決定がなされぬ限り、小委員会委員の任期は選挙に次ぐ1月1日から次期選挙後の12月31日までとする。(第69条)

◎ 委員会が特別の関連ありと認める問題に関しては、委員会に代表となつていない国連の委員を討議に参加せしむることが出来る。但し提案は出来ても表決権をもたない。(第72条)

◎ 国連と専門機関との協定により、専門機関は次の資格を有する。

① 委員会及びその補助団体の会議に代表を派する。

② 関連ある項目に関しては、その代表を通じて討議に参加し、その項目に関する決議案を提出する。その決議案は委員会乃至補助団体委員の要請により表決に附することが出来る。

(第73条)

◎ 非政府団体A群、B群及び登録団体は、委員会の公開会議にオブザーヴァーとして派遣する代

表を指名することが出来る。(第74条)

◎ 委員会は直接にか又は分科委員会を通じてA群及びB群の団体と協議することが出来る。す

べての場合において、かかる協議は委員会の招請か団体の要請により準備するものとす。

事務総長の推せん又は委員会の要請があれば登録団体も同様に協議することが出来る。

(第75条)

◎ 以上の手続規則は理事会によつてのみ修正することが出来る。(第77条)

以 上

1955年3月 8日 印刷

1955年3月23日 発行

編 集 人
発 行 人

労働省婦人少年局

印 刷 人

労働省婦人少年局

印 刷 所

文京区駒込坂下町110番地
電話 駒込(82)8196番

有限会社 工 文 社